

令和6年12月16日

大台町議会議長 小林 保男 様

発議者 大台町議会議員

小野 恵司

賛成者 大台町議会議員

野村 政美

議案第79号 大台町公共下水道条例の一部を改正する条例に
対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び大台町議会会議規則第17条第2
項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第79号 大台町公共下水道条例の一部を改正する条例に
対する修正案

議案第79号 大台町公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を次のように
修正する。

附則第1条中「令和7年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改め、

同条第2項

「 前項の規定にかかわらず、令和7年4月分から令和8年3月分までの基本料金は
4,950円とし、同年4月分から令和9年3月分までの基本料金は5,500円とし、
同年4月分から令和10年3月分までの基本料金は6,050円とし、同年4月分か
ら令和11年3月分までの基本料金は6,600円とする。 」

を

「 前項の規定にかかわらず、令和8年4月分から令和9年3月分までの基本料金は
4,950円とし、同年4月分から令和10年3月分までの基本料金は5,500円とし、
同年4月分から令和11年3月分までの基本料金は6,050円とし、同年4月分か
ら令和12年3月分までの基本料金は6,600円とする。 」

に改める。

大台町公共下水道条例の一部を改正する条例に対する修正案新旧対照表

修正後	修正前（議案第79号の改正後）
<p>附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、<u>令和8年4月1日</u>から施行する。 （経過措置） 第2条 この条例による改正後の第12条第1項の規定は、<u>令和8年4月分</u>の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。 2 前項の規定にかかわらず、<u>令和8年4月分</u>から<u>令和9年3月分</u>までの基本料金は4,950円とし、同年4月分から<u>令和10年3月分</u>までの基本料金は5,500円とし、同年4月分から<u>令和11年3月分</u>までの基本料金は6,050円とし、同年4月分から<u>令和12年3月分</u>までの基本料金は6,600円とする。</p>	<p>附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。 （経過措置） 第2条 この条例による改正後の第12条第1項の規定は、<u>令和7年4月分</u>の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。 2 前項の規定にかかわらず、<u>令和7年4月分</u>から<u>令和8年3月分</u>までの基本料金は4,950円とし、同年4月分から<u>令和9年3月分</u>までの基本料金は5,500円とし、同年4月分から<u>令和10年3月分</u>までの基本料金は6,050円とし、同年4月分から<u>令和11年3月分</u>までの基本料金は6,600円とする。</p>